

令和8年
5月1日
受付開始!

令和8年度 守山市事業者向け自転車購入補助金のご案内

事業活動や市内の移動への自転車活用を促進することにより、地域の活性化、環境負荷軽減および域内の交通渋滞の是正等につなげることを目的に実施します!

1 申請できる方（申請者の基準）

- 1) 市内に本社、支店および店舗等をおく法人、または自治会であること
 - 2) 市税等を滞納していないこと
 - 3) 風営法に規定する事業者でないこと
 - 4) 自転車小売業、自転車卸売業などの自転車販売を行っていないこと
- ※なお、事業者向け補助金については、過去に補助金交付を受けていても、再度申請していただくことができます。

2 補助対象自転車、補助金額、条件など

- 1) 市内の登録店舗(裏面)から購入すること
- 2) **令和8年4月1日以降**に購入したものに限り
- 3) 新品の自転車であること
- 4) 防犯登録をすること
- 5) 自転車安全整備士による整備を受けた自転車であること
- 6) T Sマーク付帯保険等または、損害賠償保険に加入すること

補助対象自転車	規格	補助金額(率)	条件
普通自転車 (シティサイクル等)	一般社団法人自転車協会が定める「自転車協会認証」対象の自転車	上限7,500円 (20%)	—
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に定める基準を備えたもの	上限15,000円 (20%)	—
スポーツ用自転車	日本産業規格(JIS)D9111:2016 一般用自転車(スポーティ車)に分類されるもの スポーツ専用自転車に分類されるもの	—	購入費用7万5千円以上

※令和5年4月1日道路交通法改正により、自転車に乗る際はヘルメットの着用努力義務が課せられました。

補助金を申請される方は車種を問わず、ヘルメット着用努力をしていただくよう周知徹底をよろしくお願い致します。

3 補助台数および申請回数の制限

- 1) 同一事業者(法人・自治会単位)につき、**最大5台**まで申請が可能です。
- 2) 5台以内であれば、購入する自転車の種類の内訳は上記3種類のいずれでもかまいません。
- 3) 同一年度内に申請できるのは、**1回**に限ります。

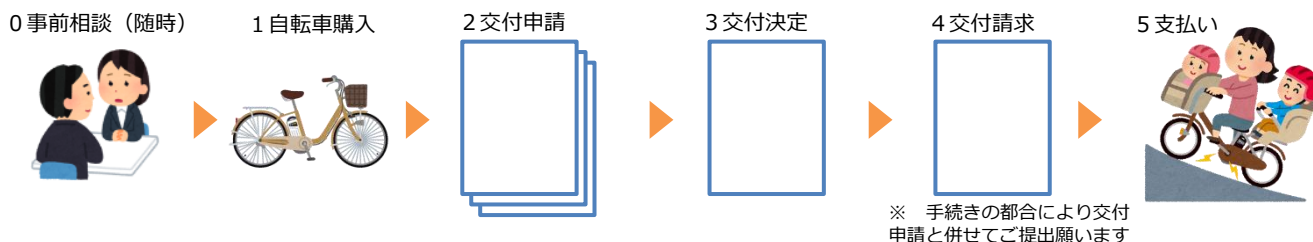
4 取扱い登録店舗一覧 (令和8年4月1日現在)

店舗名	学区	所在地	電話番号	取扱い可能自転車		
				普通	電動	スポーツ
平井商会	守山	今宿1-9-5	077-582-2489	普通	電動	スポーツ
スクアドラ 滋賀守山	守山	今宿4-5-7	077-596-3866	—	—	スポーツ
木戸脇輪工商会 守山本店	吉身	守山6-11-31	077-582-2621	普通	電動	スポーツ
サイクルショップいけだ	吉身	下之郷1-11-52	077-582-2235	普通	電動	スポーツ
小林商会	小津	杉江町439	077-585-0309	普通	電動	スポーツ
ココバイシクル	小津	三宅町364-3	077-582-7866	—	—	スポーツ
自転車屋 大寄商店	小津	金森町650-7	077-509-7862	普通	電動	スポーツ
吉田自転車店	玉津	赤野井町263-1	077-585-0063	普通	電動	スポーツ
ジャイアントストアびわ湖守山	速野	今浜町十軒家2876	077-584-2033	—	—	スポーツ
キヨシ商会	中洲	立田町1697-1	077-585-1843	普通	電動	スポーツ

5 補助金の利用の方法

1. 市内の取扱い登録店舗で補助対象自転車を購入。
2. 購入の日から180日以内に、市へ補助金交付申請書を提出。(5月1日から申請受付)
3. (補助金を交付するとお認めした場合)市から補助金交付決定通知書を送付。
4. 市へ補助金交付請求書を提出。
5. 市から申請者の金融機関口座に補助金が振り込み(支払い)されます。

※なお、金融機関口座の指定については、申請者と異なる名義の金融機関口座を指定いただいてもかまいません。



6 申請時に必要なもの (交付申請書の添付書類: いずれもコピー可)

1. 法人の場合は、登記事項証明書写し(申請日以前3か月以内に取得したものに限り)
2. 自治会は、直近の決算書および規則の写し
3. 市税の完納証明書。ただし、自治会、新規開業者は不要です。
4. 賃貸契約書・営業許可証等市内での住所を確認できるもの
5. 領収書
6. 製造メーカー保証書
7. T Sマーク付帯保険加入控え(写し) または、損害賠償保険加入控え(写し)
8. 防犯登録証

7 補助金の活用事例

(A) 普通自転車の場合

- 例1) 購入費36,700円×20%→7,300円(百円未満切捨)
 例2) 購入費38,000円×20%→7,500円(限度額)

(B) 電動アシスト自転車またはスポーツ用自転車の場合

- 例3) 購入費74,200円×20%→14,800円(百円未満切捨)
 例4) 購入費76,000円×20%→15,000円(限度額)

8 その他注意事項

この補助金の交付は、1事業者につき補助対象自転車5台を限度とします。
 補助金により購入した自転車は、適切な維持管理に努めるとともに、購入から2年を経過するまで譲渡等ではできません。
 また、T Sマーク付帯保険または自転車損害賠償保険等の継続加入に努めてください。

本制度は、年度途中であっても、申請額が予算額に達成した時点で終了しますのでご注意ください。

※申請状況等については、随時市ホームページや広報でお知らせするほか、各自転車店にも通知しますので適宜ご確認ください。

■ お問い合わせ

商工観光課 077-582-1131 守山市吉身2-5-22(市役所4階)